

むつ市農業委員会  
第 8 2 2 回総会議事録

むつ市農業委員会第822回総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月14日（火）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員（19名）

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
4	柴田峯生
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	西村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第8地区	猪口和則
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

#### 4. 欠席委員

- 農業委員（なし）
- 農地利用最適化推進委員（なし）

#### 5. 議事の概要

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
議案第30号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
報告第16号	農地の転用事実照会について
報告第17号	農地の転用事実照会について

#### 6. 会議に従事した職氏名

局長	成田 司
次長	澤田 眞紀子
総括主幹	菅原 賢一郎
会計年度任用職員	賀佐 ひとみ

#### 7. 会議録署名委員

7番	新堂 真	8番	中嶋 寿樹
----	------	----	-------

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

## 9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第822回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名中19名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、7番 新堂真委員、8番 中嶋寿樹委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、 むつ市大字奥内字大室平38番1ほか2筆で、3筆ともに、 登記地目「畑」、農地台帳地目「畑」、合計面積56,544㎡、 農業振興地域内、農用地区域内の農地であります。</p> <p>譲渡人、譲受人は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、譲渡人の弟の妻です。譲渡人の死亡により遺言が執行され、譲受人に特定遺贈されたものです。</p> <p>譲渡人が高齢で農作業が難しかったため、亡くなる以前から譲渡人に代わり、夫とともにこの農地で、そば、野菜、牧草などを栽培し農業に従事しています。</p> <p>遺贈後も引き続き同作目を栽培する予定です。</p> <p>11月2日に、新堂委員、内山推進委員、事務局により現地調査をした結果、農地法第3条2項の不許可要件に該当せず、特に問題ないと思われ、許可相当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

新堂委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより、議案第30号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。  (無しの声あり)  質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議なしと認めます。 よって議案第30号は、原案のとおり許可することに決定しました。  つづきまして、議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。 今回利用権を設定する農地は、 むつ市大字中野沢字中近川12番地4、面積6,154㎡で、 登記地目「田」、農地台帳地目「田」、農業振興地域内、農用地区域内の農地であります。 農地中間管理機構を介し、賃借料30,700円、貸借期間10年の利用権設定であります。 11月6日に、立花委員、中嶋委員、菊池推進委員、事務局により現地調査をした結果、農地までの道や周辺農地への影響、営農計画等について、特に問題ないと思われ、承認してよいと思われまます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
中嶋委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより、議案第31号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。
佐々木貢委員	議長、17番佐々木です。

議長(坂本会長)	17番、佐々木委員どうぞ。
佐々木貢委員	賃借料はどのように決まるのでしょうか、また、この農地の賃借料は、10年間で30,700円ということでしょうか。
議長(坂本会長)	賃貸料が決まる仕組みと、表示されている賃貸料が何年分なのか、事務局から説明をお願いします。
事務局	佐々木委員のご質問にお答えします。 賃借料は、中間管理機構と農地所有者、借受人の間で決定するものです。賃貸料の相場は、1㎡1円のようにですが、相場より高くても安くても、当事者間で決定すればその金額が尊重されるものです。
佐々木貢委員	30,700円は10年でその金額でしょうか。
事務局	いいえ、1年間当たり30,700円です。
佐々木貢委員	相場が1㎡1円ということでしたが、むつ市内のほかの地区や、県内の「田」の相場はどのようなものでしょうか。
議長(坂本会長)	佐々木委員に申し上げます、質疑は議案に関係のある内容でお願いします。本件の賃借料は既に決定しているのですから、他の地区の相場は本議案の審議に関係がないものと考えます。よろしいですか。
佐々木貢委員	わかりました。
議長(坂本会長)	その他、質疑ありませんか。  (無しの声あり)  ほかに質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議なしと認めます。 よって議案第31号は、原案のとおり承認することに決定しました。  以上で議案審議について終了しました。 つづきまして、報告第16号から報告第17号について、事務局より説明願います。
事務局	それでは、報告第16号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。 照会地は、 むつ市大字田名部字下道42番地1、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、

議長 (坂本会長)	<p>面積 2,551㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地であります。</p> <p>10月11日、嶋影委員、林委員、蛭名推進委員と事務局で現地調査した結果、相当年数前から耕作しておらず、管理もされていない状態で原野化しており、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれることから、農地法第2条の定義の農地として扱えないと判断し、非農地であると回答しております。</p> <p>つづきまして、報告第17号農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。</p> <p>照会地は、 むつ市文京町264番、登記地目「畑」、台帳地目「畑」、 面積644㎡、農業振興地域外、農用地区域外の土地です。</p> <p>この土地は、平成28年度農地利用状況調査において、再生利用困難農地と区分され、第742回総会で非農地承認されていることから、「非農地」と回答しております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>これで、本日の議案審議は全て終了しました。 これもちまして、むつ市農業委員会第822回総会を、閉会します。</p>
-----------	--

10. 会議録署名委員

会議録署名委員      新 堂      真

会議録署名委員      中 嶋   寿 樹